

職員課

担当：人事研修チーム 吉峯
(0562-36-2643)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る職員への対応

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、臨時職員も含め、出勤することが困難な職員に対して特別休暇を付与するなどの対策を実施しています。

1 特別休暇の付与

国家公務員の取扱いに準じて、職員（臨時職員を含む）が、下記に該当するときは、必要と認められる期間、特別休暇を付与します。（3月24日まで）

- ・ 検疫法上の「停留」の対象となった場合
- ・ 職員やその親族に発熱などの風邪の症状がある場合
- ・ 臨時休校等で子どもの世話をしなければならない場合

2 時差出勤の導入

通勤に公共交通機関を利用している職員を対象に、業務に支障のない範囲で、時差勤務を実施（3月15日まで）

| | | |
|--------|----|-----------------|
| 勤務パターン | 通常 | 午前8時30分～午後5時15分 |
| | A | 午前7時30分～午後4時15分 |
| | B | 午前8時00分～午後4時45分 |
| | C | 午前9時00分～午後5時45分 |
| | D | 午前9時30分～午後6時15分 |

3 健康管理の取組

- ・ マスクの着用をはじめとする咳エチケットや手洗い、うがい等の基本的な感染症予防対策の勧奨
- ・ 窓口業務に従事する職員にマスクを配布
- ・ 出勤前に体温を計測し、発熱や呼吸器症状が認められる場合は、自宅療養し体調管理に努めるよう通知